

「ささえあいSHIMAしよう！！」 販売促進支援助成金 に関するお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響により、
落ち込んだ市内の消費活動を回復するため、
**新たな手段による販路拡大や新たな消費の
創出を図ろうとする事業者を対象に助成金**
を交付します。

助成額

上限10万円（1事業者につき1回限り）

※該当経費が10万円未満の場合は、該当経費分

支給対象（主な要件）

- ◆志摩市内に住所を有する個人事業者又は志摩市に主たる事務所を有する法人若しくは団体
- ◆市税の滞納がないこと

対象経費

既に行っている事業に対して、新たな手段を付加することにより、販路の拡大や新たな消費の創出を目指した取組みに要する経費。

例) 飲食店が新たにテイクアウトを行うための経費等

問合せ先

志摩市産業振興部観光商工課

TEL:0599-44-0005（平日8:30～17:15）

E-mail:sasaeaishima@city.shima.mie.jp



志摩市HP

裏面に申請方法を記載しています。

申請方法（流れ）について



1. 申請書の提出（提出は、原則郵送）

※感染症拡大防止のため、対面による窓口相談は受け付けません。

<申請書類>

- (1) 交付申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書（任意様式可）
 - (4) 個人の住所又は主たる事務所の所在地がわかる書類の写し(登記簿謄本(法人)、確定申告書(個人)等)
- ※（1）～（3）は市ホームページに掲載しています。

<郵送先>

〒517-0592 志摩市阿児町鶉方3098番地22
志摩市産業振興部観光商工課 宛て



2. 市で交付決定（申請受付後、1週間程度）

申請者に交付決定通知書を送付



3. 事業実施（事業終了後、報告書を提出）

報告書類

- (1) 事業実績報告書
 - (2) 事業活動報告書
 - (3) 収支決算書（任意様式可）
 - (4) 請求書
 - (5) 対象経費の支出を証明する書類の写し（領収書等）
- ※（1）～（4）は市ホームページに掲載しています。



4. 報告書承認後、口座に入金

申請受付開始

令和2年4月28日（火）～

※4月1日（水）以降の取り組みが対象となります。